

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑭)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官付		作成責任者名	運輸安全監理官 藤田 礼子
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等 (③ホームドアの整備駅数)	583駅	平成25年度 665駅	686駅	725駅	783駅	855駅	△	800駅	令和2年度	ホームにおける旅客の転落・接触を防止するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において、令和2年度までに800駅にホームドアを整備することとされていることから設定している。	
59	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*	97%	平成29年度 96%	97%	97%	97%	98%	△	100%	令和4年度末	首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)において、主要駅や高架橋等の耐震対策について令和4年度末までに実施することとされていることから業績指標を設定している。	
60	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	①363人 ②33,336件	平成28年 ①403人 ②36,499件	①363人 ②33,336件	①352人 ②32,655件	①337 ②30,818	①333 ②27,884	△	①235人以下 ②23,100件以下	令和2年	平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定し、令和2年までの新たな事故削減目標(事業用自動車による交通事故死者数減、人身事故件数減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。	
61	商船の海難船舶隻数	386隻	平成23年～27年の平均海難船舶隻数 382隻	334隻	296隻	388隻	366隻	△	204隻未満	令和11年	第10次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約1,200隻以下)することを目指す。)に準じた目標設定とする。 第10次計画では第9次計画期間の年平均船舶事故隻数の約47%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から47%削減した204隻未満を目標とする。	
62	船員災害発生率(千人率)	-	第10次船員災害防止基本計画期間(平成25年～29年度)の年平均値(9.9%) 9.3%	9.3%	8.6%	8.8%	集計中	△	第10次船員災害防止基本計画期間の年平均値から16%減少 第11次船員災害防止基本計画期間(平成30年～令和4年度)の平均(8.1%)	令和11年	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 死傷災害の発生率(千人率)について、第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の年平均値と比較して、第11次基本計画期間(平成30年度から令和4年度まで)の年平均値を16%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成25～28年度の発生件数及び平成25～28年度の船員数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は、計画期間(5年間)の平均値を比較する。	
63	航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率*、②航空運送事業許可及び/又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率*、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率*、④個人に係る航空事故発生率*)	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04	平成30年 -	-	-	①1.87 ②27.02 ③25.40 ④33.38	①1.39 ②18.03 ③12.93 ④0.00	△	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下	令和14年	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5力年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		29年度(百万円)	30年度(百万円)	元年度(百万円)								
1	運輸安全マネジメント制度の充実・強化	42 (37)	39 (34)	40 (32)	37	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。	60,61,62,63	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講				
2	交通安全対策推進経費(平成28年度)	17 (14)	17 (12)	16 (13)	15	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握・分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発刊や相談員研修の開催等を通じて当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。	-	調査件数、実務必携発刊及び、研修等開催回数 ・令和2年までに年間の24時間交通事故死者数を2,500人以下とする。 ・令和2年までに年間の交通事故死傷者数を50万人以下とする。 ・交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする。				
3	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備(平成24年度)	4 (2)	4 (3)	4 (2)	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇話会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成 ・公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進	-	研修の開催数 プロモート活動 研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 被害者等支援計画の策定事業者数				

<p>4 鉄道施設総合安全対策事業 (老朽化対策等) (平成20年度)</p>	<p>145</p>	<p>5,417</p>	<p>4,864</p>	<p>5,621</p>	<p>3,526</p>	<p>列車の安全輸送及び安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保するため、鉄道総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。</p> <p>&lt;補助率&gt;  ○老朽化対策事業 補助対象経費の1/3以内  ○浸水対策事業 補助対象経費の1/3以内  ○踏切保安設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3  ○鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3以内  ○ホームドア整備事業 補助対象経費の1/3以内</p>	<p>【老朽化対策事業】 老朽化対策事業を活用した事業を実施する箇所数  【浸水対策事業】 浸水対策事業を活用した事業を実施する箇所数  【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数  【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業】 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助事業者数  【ホームドア整備事業】 ホームドア整備事業を活用しホームドアを整備した駅数</p> <p>-</p> <p>【老朽化対策事業】 地域鉄道等において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする。  【浸水対策事業】 河川氾濫、津波、集中豪雨における地下駅又はトンネルの浸水被害を0件とする。  【踏切保安設備整備事業】 令和2年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。  【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業】 地域鉄道において、線路設備や信号保安設備等の鉄道施設を原因とした鉄道運転事故を0件とする。  【ホームドア整備事業】 ホームドア整備を1日あたりの利用者数が10万人以上の駅を優先整備を行いつつ、令和2年度までに全国800駅での整備を目標。</p>
<p>5 鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強等) (平成27年度)</p>	<p>146</p>	<p>1,515</p>	<p>1,928</p>	<p>3,994</p>	<p>1,105</p>	<p>中央防災会議において耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、片道断面輸送量が1日1万人以上であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上等一定の要件を満たす路線の高架橋等や駅の耐震対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。</p> <p>また、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、片道断面輸送量1日1万人以上15万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車が運行する路線における、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3以内で補助する。</p>	<p>59</p> <p>【耐震対策事業】 当該補助金を活用し耐震対策事業を実施した箇所数  【豪雨対策事業】 当該補助金を活用し豪雨対策事業を実施した箇所数</p> <p>【耐震対策事業】 令和4年度までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震化率を概ね100%にすることを目指す。  【豪雨対策事業】 豪雨災害における河川にかかる鉄道橋りょうの流失・傾斜や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入被害を0件とする。</p>
<p>6 鉄道防災事業 (昭和53年度)</p>	<p>147</p>	<p>1,938</p>	<p>1,230</p>	<p>1,582</p>	<p>936</p>	<p>旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。</p>	<p>-</p> <p>【一般防災】 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数  【青函防災】 青函トンネル機能保全のための改修事業を行う箇所数</p> <p>【一般防災】 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民への被害を軽減するために防災工事を実施し、施設等が被災することによる鉄道の輸送障害を0件とする。  【青函防災】 青函トンネル機能保全のために必要な設備の改修工事を実施し、当該設備を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする。</p>
<p>7 鉄道技術基準等 (平成14年度)</p>	<p>148</p>	<p>248</p>	<p>247</p>	<p>247</p>	<p>131</p>	<p>鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。</p> <p>主な調査研究内容として、  ①鉄道構造物の設計方法や維持管理方法に関する調査研究  ②鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究  ③路面電車の車両、施設の状況等についての調査研究等を実施。</p>	<p>-</p> <p>本事業で実施した調査研究の件数</p> <p>鉄道運転事故による乗客の死亡者数等</p>
<p>8 鉄道安全対策等 (平成15年度)</p>	<p>149</p>	<p>60</p>	<p>60</p>	<p>63</p>	<p>55</p>	<p>鉄道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取り組みが適切であるか等について保安監査を実施するほか、保安度を向上させるため、国土交通省と鉄道事業者等で構成する会議を開催。</p> <p>また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。</p> <p>さらに、鉄道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。</p>	<p>-</p> <p>保安監査の実施回数等</p> <p>鉄道運転事故による乗客の死亡者数等</p>

9	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	150	82 (55)	118 (82)	62 (46)	56	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	60	自動車運送事業者に対する監査実施件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
10	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	151	32 (28)	31 (31)	46 (40)	36	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に設置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として業務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国60ヶ所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
11	自動車保安対策 (昭和41年度)	152	34 (28)	32 (23)	30 (24)	21	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	60	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
12	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年度)	153	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
13	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	154	2 (1)	1 (1)	1 (1)	3	リサイクル部品の活用の推進のため、ポスターやチラシを作成して周知・啓蒙活動を行う。 リサイクル部品に関する品質保証の方法や、自動車ユーザーへ必要な情報を適切に提供するための調査等を行う。	-	自動車リサイクル部品の活用推進に係る啓発ポスター・チラシの作成 ①産業廃棄物の業種別(サービス業)排出量 ②事業用自動車の車両故障に起因する重大事故件数
14	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	156	76 (66)	48 (47)	18 (17)	45	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、各船舶の安全基準への適合状況や過去の検査履歴等の船舶に関する情報の透明性向上、ひいては海運関係者による安全基準に満たない船舶の自発的な使用抑制に貢献する。これらの取組み等によって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	61	国際会議における新基準、指針等の決議数 関連する業績指標等と同内容
15	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	157	202 (180)	238 (227)	214 (194)	198	①海技士国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを適切に運用する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	61	・海技試験の実施件数 ・海技免状、小型船舶操縦免許証、締約国資格承認証の交付件数 ・船員行政QMS監査(内部監査)の実施件数 平成23年～平成27年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(386隻)を、平成32年までに12%減(339隻未満)、平成41年度までに47%減(204隻未満)することを目指す。
16	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	158	17 (13)	16 (13)	15 (11)	13	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリナー、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査を受検するようパトロール指導及び周知啓発の実施回数 小型船舶操縦者に対する、遵守事項に関するパトロール指導及び周知啓発の実施回数 第10次交通安全基本計画に基づき、我が国周辺で発生する小型船舶の事故隻数を令和2年までに少なくとも1,532隻未満とする。
17	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	159	216 (208)	220 (200)	222 (191)	237	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	61	船舶検査等(測定を含む)を実施した延べ件数 関連する業績指標等と同内容
18	ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	160	108 (94)	102 (94)	101 (84)	97	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダードの排除を図る。	61	PSCで実施した延べ隻数 関連する業績指標等と同内容
19	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	161	119 (119)	120 (120)	134 (133)	128	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む177の国及び地域)に割り当てられる。	-	参加した総会、理事会、委員会及び小委員会の件数 IMOの各会合における審議を主導し、必要に応じた我が国の意見の反映に資するため、分担比率に相応した日本人職員割合を維持する。
20	北大西洋流水監視分担金 (平成21年度)	162	8 (8)	12 (8)	3 (3)	11	北大西洋における海上での人命の安全、航海の安全及び効率並びに海洋環境の保護を目的として、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)第5章第6規則の規定に基づき、水の監視機関(米国沿岸警備隊)が水の季節(2月15日～7月1日)に水の監視業務並びに氷の状態の調査及び観測を実施し、氷山海域を通航する全船舶に対して係る情報を提供しており、業務の経費を負担するものである。	-	米国より、係る情報の提供を受け、氷山海域を通航した日本籍船の全船腹量(米国の集計)。 本施策により、氷山海域を通航する船舶の海難をゼロとする。
21	危険物・特殊貨物の海上運送における安全対策 (平成28年度)	163	5 (2)	7 (6)	7 (5)	6	我が国の輸出コンテナ関係者が多岐に亘ることや国際機関の審議・諸外国の動向等に応じ、荷送人等の適格性担保のための方策が求められていることに鑑み、国内外における危険物等の海上輸送に係る実態把握や規制方策の改善検討の取組みを通じて、安定的な国際海上輸送を確保する。	-	コンテナ輸送に係る制度説明・実態調査等を通じた荷送人への指導の件数。 コンテナ総重量などの貨物情報の未申告等に起因するコンテナ船の海難事故ゼロを維持する。
22	海事分野における電子証書の導入 (令和2年度)	新02-0015	-	-	-	55	船内備置が義務付けられている各種証書については、従来の紙の証書の場合、真正性を直ちに確認することができないこと、交付された証書が船舶に備置されるまでに多大な時間を要し直ちに航行できないことを背景に、海運事業者等から各種証書の電子化の早期実施について強く要望がある。こうした中で、国際海事機関(IMO)の簡易化委員会(FAL)において、電子証書の利用及び受入促進を目的としたガイドラインが発行されており、世界有数の船舶国であるバハマ等の主要国において同方	-	船内備置が義務付けられる全ての条約証書を電子的に発給するための環境を整備する。 電子証書システムの構築

23	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	164	73,856	74,505	73,556	75,599	<p>【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。</p> <p>【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等</p>	-	維持管理・運営する空港数 維持管理・運営する航空保安無線施設数 維持管理・運営する航空路施設数 維持管理・運営する教育施設数
			(69,124)	(68,913)	(68,229)	空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数			
24	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	165	10,408	13,446	19,620	10,236	<p>航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。</p>	-	国から費用分担・補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港等数(国管理空港) 国から補助を受け、ハイジャック・テロ防止対策を実施する空港数(国管理空港以外)
			(10,408)	(11,688)	(19,620)	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数0件を目標とする。昨年度も成果実績は0件を達成している。			
25	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	166	3,386	3,444	3,562	3,627	<p>全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線航路等の38空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。</p>	-	気象観測施設の維持管理・運営を行う空港数: 81空港 空港の気象に関する観測通報数: 572,933回 空港及び空域の気象に関する予報・警報等の発表数: 294,859回 空港及び空域の気象に関する解説回数: 76,439回 航空用気象資料の提供枚数: 1,084,780枚
			(3,310)	(3,369)	(3,511)	空港の予報通報の信頼性: 99.7% 空港の観測通報の信頼性: 99.7%			
26	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	167	202	233	245	299	<p>航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐久証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランプインスペクション)等を実施している。</p>	63	・国内主要航空会社に対する立入検査 ・外国航空機に対する立入検査(ランプインスペクション) ・機長・査察操縦士に対する認定審査・定期審査 ・航空身体検査医等に対する立入検査
			(189)	(222)	(238)	・定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率を成果指標とする。 ・航空運送事業許可及び/又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率を成果指標とする。			
27	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	168	44	45	54	76	<p>航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行おうとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。 国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。 また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。</p>	-	技能証明に係る試験(学科)を公正かつ適性に行った回数
28	国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	169	111	111	117	132	<p>・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同様に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等</p>	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率  国産ジェット旅客機における航空事故発生件数
29	国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	170	630	667	695	566	<p>【事業目的】 国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICAO)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」に対し、一定の拠出を行う。 ※「アジア太平洋地域航空安全情報分析・共有実証事業」については、予定通り昨年度で事業終了したためR2は予算要求しておりません。(令和元年度執行額 5,500千円)</p> <p>【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。</p>	-	理事会・常設委員会参加数
			(630)	(667)	(695)	ICAOにおける意見反映に資するため、ICAOから示されている日本に望まれる職員数を達成。 ICAOにおける意見反映に資するため、我が国の分担率から算出した幹部職員数を達成			

30	(独)航空大学校運営費交付金 (平成13年度)	171	2,316 (2,316)	2,381 (2,381)	2,523 (2,523)	2,637	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名(平成30年度から108名)の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数 学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上
31	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保対策 (平成27年度)	173	115 (108)	92 (75)	78 (75)	67	航空機の操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等)	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数 ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
32	公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	173	159 (152)	153 (150)	169 (163)	151	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	61.63	
施策の予算額・執行額			167,278 (154,887)	170,475 (156,363)	179,086	161,689	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									